「登録講習機関等監査実施団体について」の一部改正について

改正案	現行
令和５年３月30日　制定（国空無機第299161号） 令和６年３月８日　改正（国空無機第233319号） 令和６年12月２日　改正（国空無機第66555号） 令和７年６月23日　改正（国空無機第72181号） 国土交通省航空局安全部 無人航空機安全課長 登録講習機関等監査実施団体について	令和５年３月30日　制定（国空無機第299161号） 令和６年３月８日　改正（国空無機第233319号） 令和６年12月２日　改正（国空無機第66555号） 国土交通省航空局安全部 無人航空機安全課長 登録講習機関等監査実施団体について
１．目的　（略）	１．目的　（略）
２．監査実施団体の願出 （１）a）～（１）e）（略） f）監査対象 登録講習機関又は登録更新講習機関を選択すること（両方可）。 （１）g）～（２）a）（略） b）管理者の氏名、経歴及び監査等の実績 「管理者」とは、監査について必要な知識及び経験を有し、監査を統括的に管理する権限及び責任を有する者をいう。管理者は、監査員、訓練担当者及び訓練教官と	２．監査実施団体の願出 （１）a）～（１）e）（略） f）監査対象 登録講習機関を選択すること。登録更新講習機関については、当面の間、選択をしないこと。 （１）g）～（２）a）（略） b）管理者の氏名及び経歴 「管理者」とは、監査について必要な知識及び経験を有し、監査を統括的に管理する権限及び責任を有する者をいう。管理者は、監査員、訓練担当者及び訓練教官と

兼務することができるものとする。「経歴」には、現在に至るまでの主な経歴を記入し、特に無人航空機及び監査に関する経歴は全て記載すること。「監査等の実績」には、監査を実施した組織名、監査年を記載すること。	兼務することができるものとする。「経歴」には、現在に至るまでの主な経歴を記入し、特に無人航空機及び監査に関する経歴は全て記載すること。「監査等の実績」には、監査を実施した組織名、監査年を記載すること。
（２）c）～（２）i）（略）	（２）c）～（２）i）（略）
j）航空局への報告要領 航空局への報告事項及び報告体制について記載すること。次に掲げる事項については、必ず記載することとし、報告書の様式を添付すること。 ・国の会計年度ごと及びその半期ごとの監査結果のとりまとめを対象期間経過後一月以内に航空局へ報告する。 ・監査事務規程を変更しようとする場合は、「変更の願出」として航空局に願い出ること。	j）航空局への報告要領 航空局への報告事項及び報告体制について記載すること。次に掲げる事項については、必ず記載することとし、報告書の様式を添付すること。 ・半年毎及び年度毎の監査結果のとりまとめを航空局へ報告する。 ・監査事務規程を変更しようとする場合は、「変更の願出」として航空局に願い出ること。
（３）～（４）（略）	（３）～（４）（略）
（５）登記事項証明書に記載がある役員全員の氏名、住所及び生年月日を示した住民票等の写し 願出を行う者は、登記事項証明書に記載がある役員全員に係る次に掲げる書類を提出しなければならない。	（５）登記事項証明書に記載がある役員全員の住所及び生年月日を示した住民票等の写し
イ）（略）	イ）（略）

ロ）登記事項証明書に記載がある役員が本邦内に住居を有しない外国人の場合 旅券（パスポート）の写しに加え、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行したイ）(i)又は(ii)に準ずるものの写し （６）監査員の条件を証する書類 願出を行う者は、監査実施要領 3.3(1)の必要な要件を監査員が満たしていることを証明する次に掲げる書類を提出しなければならない。 （７）（略）	ロ）技能証明申請者が本邦内に住居を有しない外国人の場合 旅券（パスポート）の写しに加え、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行したイ）(i)又は(ii)に準ずるものの写し （６）監査員の条件を証する書類 監査実施要領 3.3(1)の必要な要件を監査員が満たしていることを証明する 次に掲げる書類を提出しなければならない。 （７）（略）
３．願出内容の審査 航空局は、２．（１）から（６）に掲げる書類について、必要に応じて実地確認等を行うことにより、次に掲げる事項について確認を行う。 （１） a)～（１）d) （略） e）監査事務規程 監査事務規程に次に掲げる内容が定められていること。 ア）管理者の氏名、経歴及び監査等の実績 イ）管理者補佐の氏名、経歴及び監査等の実績 ウ）監査員の氏名、経歴及び監査等の実績 エ）監査事務に係る役割及び責任体制	３．願出内容の審査 航空局は、２．（１）から（６）に掲げる書類について、必要に応じて実地確認等を行うことにより、次に掲げる事項について確認を行う。 （１） a)～（１）d) （略） e）監査事務規程 監査事務規程に次に掲げる内容が定められていること。 ア）管理者の氏名及び経歴 イ）管理者補佐の氏名、経歴及び監査等の実績 ウ）監査員の氏名、経歴及び監査等の実績 エ）監査事務に係る役割及び責任体制

オ）登録講習機関等への監査方法及び体制 カ）監査事務に係る記録の作成及び管理の方法 キ）航空局への報告事項及び報告体制	オ）登録講習機関等への監査方法及び体制 カ）監査事務に係る記録の作成及び管理の方法 キ）航空局への報告事項及び報告体制
４．～７．　（略）	４．～７．　（略）
附　則（令和５年３月30日　国空無機第299161号） この通達は、令和５年３月30日から施行する。 附　則（令和６年３月８日　国空無機第233319号） （施行期日） 第１条　この通達は、令和６年３月８日から施行する。 （経過措置） 第２条　この通達の施行の際、現に願出を行っている監査実施団体の監査事務規程については、改正後の規定にかかわらず、令和６年６月８日までは、なお従前の例によることができる。 附　則（令和７年６月23日　国空無機第72181号） （施行期日） 第１条　この通達は、令和７年６月23日から施行する。 （経過措置） 第２条　この通達の施行の際、現に願出を行っている監査実施団体の監査事務規程については、改正後の規定にかかわらず、令和７年12月23日までは、なお従前の例によることができる。	附　則（令和５年３月 30 日　国空無機第 299161 号） この通達は、令和５年３月 30 日から施行する。 附　則（令和６年３月８日　国空無機第 233319 号） （施行期日） 第１条　この通達は、令和６年３月８日から施行する。 （経過措置） 第２条　この通達の施行の際、現に願出を行っている監査実施団体の監査事務規程については、改正後の規定にかかわらず、令和６年６月８日までは、なお従前の例によることができる。